

政策3-2 地域環境を守る

1 政策の方向性

- 本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。
- また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再利用について重点的に取り組みます。

(川崎市基本計画)

2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内の空気や川などの水がきれいになったと思う市民の割合 (市民アンケート)	55.6%	49.3%	60%以上
ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合 (市民アンケート)	86.6%	82.2%	90%以上

3 施策の体系

政策3-2 地域環境を守る

施策3-2-1 地域環境対策の推進

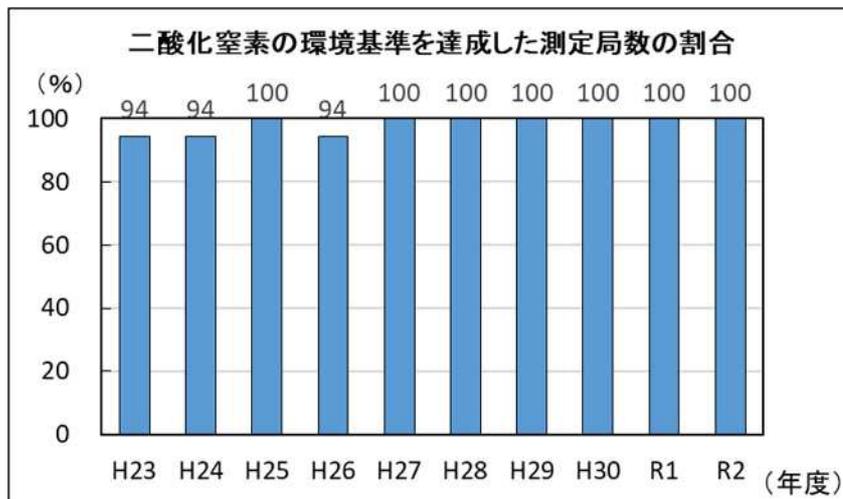
施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

施策3-2-1 地域環境対策の推進



1 これまでの主な取組状況

- 法・条例に基づく工場・事業場への監視・指導や国・近隣自治体と連携した環境対策等に取り組んでいます。大気環境については、二酸化窒素やPM2.5（微小粒子状物質）が近年連続して全測定局で環境基準を達成し、水環境については、河川のBOD（生物化学的酸素要求量）が、市内すべての測定地点で環境基準値に適合しています。



資料：環境局調べ

- よりよい大気や水などの環境を次の世代へ引き継ぐため、環境保全の基盤となる法・条例に基づくこれまでの取組に加えて、多様な主体との協働・連携や環境配慮意識の向上など、新たな視点による取組を盛り込んだ「（仮称）大気・水環境計画」の策定を進めています。

2 施策の主な課題

- 大気や水などの環境は改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報が毎年発令されているほか、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、更なる環境負荷の低減を図るとともに、環境に関する市民実感の向上に向けて、法・条例に基づく取組や、環境配慮意識の向上につながる取組を推進する必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 環境基準等の達成維持に向けた、環境関連法や市条例に基づく取組の着実な実施
- ★ 更なる環境負荷の低減と環境に関する市民実感の向上をめざした「（仮称）大気・水環境計画」に基づく、多様な主体と連携した取組や事業者の自主的な取組等の推進

4 直接目標

- 空気や水などの地域環境を守る

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
光化学スモッグ注意報の発令日数 (環境局調べ)	6 日 (平成26 (2014) 年度)	2 日 (令和2 (2020) 年度)	2 日以下 (平成29 (2017) 年度)	0 日 (令和3 (2021) 年度)	0 日 (令和7 (2025) 年度)
光化学オキシダント環境改善評価 指標値 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	0.0106 ppm (令和2 (2020) 年度)	—	—	0.0105 ppm以下 (令和7 (2025) 年度)
二酸化窒素の環境基準を達成し た測定局の割合 (環境局調べ)	0.06ppmを達成した割合	0.06ppmを達成した割合	0.06ppmを達成した割合	0.06ppmを達成した割合	0.06ppmを達成した割合
	94.4 %	100 %	100 %	100 %	100 %
二酸化窒素の環境基準を達成し た測定局の割合 (環境局調べ)	0.04ppmを達成した割合	0.04ppmを達成した割合	0.04ppmを達成した割合	0.04ppmを達成した割合	0.04ppmを達成した割合
	第 3 期実施計画 から新たに設定 (平成26 (2014) 年度)	58.8 % (令和2 (2020) 年度)	— (平成29 (2017) 年度)	— (令和3 (2021) 年度)	72.2 %以上 (令和7 (2025) 年度)
「きれいな水」の指標魚種の生息地 点割合 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	75 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	100 % (令和7 (2025) 年度)
河川のBOD、運河部のCODの環 境基準値適合割合 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	100 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	100 % (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
大気・水環境保全事業 更なる環境負荷の低減に向け、市民の環境配慮意識の向上を図るとともに、大気・水環境の改善に係る取組を推進します。	●光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ・事業者の自主的な排出削減を促進する取組の実施	・継続実施	事業推進
	●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査の実施 実態調査及び調査結果に基づく指導・助言の実施	・継続実施	
	●公共用水域（河川・海域）における水質・生物調査等の実施 ・「きれいな水」の指標魚種の調査	・継続実施	
	●大気・水環境の保全に係る広域連携等による取組の推進 ・R2東京湾環境一斉調査への市内の参加団体数：19団体	・東京湾環境一斉調査への参加促進	
	●事故、災害時における有害物質等の流出防止に備えた取組 ・関係機関と連携した事故、災害対応	・継続実施	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	
			令和8（2026）年度以降
大気・水質発生源対策事業 環境基準の達成・維持等のため、関係法令等に基づき、大気汚染・水質汚濁の発生源対策を推進するほか、石綿の飛散防止対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令等に基づく工場・事業場への監視及び排出低減に向けた指導 R2立入調査件数：【大気】27件、【水質】85件 ● 関係法令等に基づく届出等の審査 ・届出等の審査の実施 ● 建築物等の解体等作業における石綿の飛散防止対策の実施 R2届出審査件数：1,249件、R2立入検査件数：634件 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査の実施 ・継続実施 ・届出審査、立入検査の実施 	事業推進
環境常時監視事業 関係法令等に基づき大気や水の常時監視を実施するとともに、放射能関連施設周辺等において環境放射能モニタリングを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施 ・常時監視の実施 ● 水質汚濁防止法に基づく公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質の常時監視の実施 ・常時監視の実施 ● ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気、水質、底質及び土壌の常時監視の実施 ・常時監視の実施 ● 放射能関連施設周辺等の環境放射能に係るモニタリング調査の実施 R2調査実施回数：12回 	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視の実施 ・庁舎建替等に伴う測定局移設などの検討 ・継続実施 ・継続実施 ・環境放射能に係るモニタリング調査の実施 	事業推進
自動車排出ガス対策事業 自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 R2低公害車導入補助件数：5件 ● 事業者の交通行動変容に向けた普及啓発の実施 ・環境配慮行動メニューなどの周知 ● ディーゼル車運行規制に基づく車両検査等の実施 R2検査台数：305台 ● 工運搬制度による自動車環境対策の推進 ・制度の運用 ● ディーゼル車のZEV（ゼロエミッション・ビークル）化の推進 ・段階的なZEVへの転換に向けた調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入補助制度の運用 ・関係自治体等と連携した普及啓発の実施 ・継続実施 ・車両検査等の実施 ・継続実施 	事業推進
地域環境計画・共創推進事業 環境が良好であるという市民の実感向上に向け、「（仮称）大気・水環境計画」に基づいた情報発信や、市民・事業者との協働連携などの取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「（仮称）大気・水環境計画」に基づく取組の推進 ・「（仮称）大気・水環境計画」の策定 ● 環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ・「水辺の親しみやすさ調査」等の実施 ● 多様な主体との協働・連携の推進 ・市民・事業者とのワークショップ等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「（仮称）大気・水環境計画」に基づく取組の推進 ・市民参加型のイベント等における「水辺の親しみやすさ調査」の実施 ・環境シビックプライドの醸成を図るための出前授業等の実施 ・環境の「自分ごと化」を図るための市民・事業者とのワークショップ等の実施 ・大気を身近に感じる機会の創出に向けた視程調査等の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進



1 これまでの主な取組状況

- 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）に取り組むことで、1人1日あたりのごみ排出量は平成29（2017）年度から3年連続で政令指定都市最少となりました。なお、令和2（2021）年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、ごみ焼却量が増加しました。
- 一時多量ごみについて民間事業者を活用した新たな収集運搬制度を開始するなど、廃棄物行政を取り巻く諸課題に関する取組を進めるとともに、廃棄物の収集運搬について、令和3（2021）年度から、普通ごみ等収集運搬業務の一部の委託化を図り、民間部門を活用しながら安定性・安全性を確保しつつ効果的・効率的に事業を推進しています。また、安定的な廃棄物処理を行うため、長期的な視点で適切な処理施設等の更新を進めています。
- 集積所等からの家庭系廃棄物の持ち去り行為が発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境の保全と廃棄物の適正処理を推進するため、「廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を改正し、持ち去りを禁止する規定等を設けました。



2 施策の主な課題

- 人口増加や、新型コロナウイルス感染症に伴うテレワーク等の生活様式の変化などにより、ごみ総排出量等への影響があることから、これまで以上に市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促し、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、安定的な廃棄物処理に向けて、適切な施設等の更新を進める必要があります。
- 廃棄物処理事業において、プラスチックごみの焼却に伴い多くの温室効果ガスを排出していることから、脱炭素社会の実現に向けて、特にプラスチック類の資源循環を推進していく必要があります。

3 施策の方向性

- ★ 市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- ★ 安定性・安全性を確保した効率的・効果的な廃棄物処理事業の推進
- ★ 脱炭素化に向けたプラスチック資源循環の推進

4 直接目標

- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める

5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	998 g (平成26 (2014) 年度)	901 g (令和2 (2020) 年度)	971 g以下 (平成29 (2017) 年度)	917 g以下 (令和3 (2021) 年度)	873 g以下 (令和7 (2025) 年度)
ごみ焼却量 (1年間) (環境局調べ)	37.1万 t (平成26 (2014) 年度)	35.8万 t (令和2 (2020) 年度)	36.0万 t以下 (平成29 (2017) 年度)	34.4万 t以下 (令和3 (2021) 年度)	33.0万 t以下 (令和7 (2025) 年度)
プラスチック製容器包装の分別率 (環境局調べ)	第 3 期実施計画 から新たに設定	37.8 % (令和2 (2020) 年度)	—	—	45.0 %以上 (令和7 (2025) 年度)

6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
減量リサイクル推進事業 循環型社会の構築をめざし、 ごみの減量化及びリサイクルを 推進するため、各種事業を実施 します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化及び資源化に向けた普及啓発、市民参加等の推進 R2出前ごみスクール実施数：186回 R2ごみ分別アプリ閲覧数：1,232,667回 R2ふれあい出張講座実施数：13回 R2廃棄物減量指導員連絡協議会開催数：19回 R2ごみゼロカフェ開催数：2回 ・主要駅等でのポイ捨て禁止キャンペーンなどの実施 ・ナッジの活用等による分別率向上に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●資源物の拠点回収等の推進 R2拠点回収量：95 t R2小型家電回収実施か所数：26か所 ・資源集団回収の充実に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ●食品廃棄物削減の推進 R2生ごみリサイクルリーダー派遣数：152人 ・3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）の普及啓発の実施 ・食品ロス対策のツール作成に向けた検討 ・フードドライブの取組の充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前ごみスクールの実施 ・ごみ分別アプリの普及 ・ふれあい出張講座の実施 ・廃棄物減量指導員との連携 ・ごみゼロカフェの開催 ・主要駅等でのポイ捨て禁止キャンペーンなどの実施 ・ナッジの活用等による分別率向上に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点回収の取組の実施 ・小型家電リサイクル回収の実施 ・資源集団回収の充実に向けた取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみリサイクルリーダーの派遣 ・3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）の普及啓発の実施 ・食品ロス対策のツール作成に向けた検討・実施 ・フードドライブの取組の充実に向けた検討・実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度		
				令和8(2026)年度以降
事業系ごみ減量化推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 事業系ごみの減量化・適正処理を図るため、排出事業者への普及啓発・指導等を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rに取り組み店舗等に係る認定制度の普及 R2リコース・リサイクルショップ：44店 R2エコショップ：430店 ●事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底 R2多量排出事業者等への立入調査実施数：144件 R2事業系一般廃棄物の焼却量：94,918 t ●事業系資源物のリサイクルの推進 ・リサイクルルートの拡充の実施 ●食品ロス対策等の推進 R2食べきり協力店：262店 ・食品リサイクルの取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rに取り組み店舗等に係る認定制度の普及と促進 ・事業系ごみの減量化等に向けた広報及び指導の実施 ・リサイクルルートの利用促進に向けた啓発の実施 ・「食品ロス削減協力店」制度の促進 ・食品リサイクルの取組の推進 	事業推進	
資源物・ごみ収集事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 市民生活を支えるライフラインとして、排出された資源物・ごみを安定的に安全に収集するとともに、委託化された収集業務については適正に執行されるよう事業者への指導等の取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施 ・分別収集の実施 ●普通ごみの効率的かつ適正な収集運搬の実施 ・収集運搬の実施 ●ふれあい収集による高齢者・障がい者への支援 ・自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない方々に対し玄関先などまでごみを取りに行く「ふれあい収集」の実施 ●効率的・効果的な収集運搬体制の構築 ・中原、宮前生活環境事業所管内の普通ごみ収集運搬の一部民間委託の開始 ・処理センターの整備計画等を踏まえた収集運搬体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・ふれあい収集の実施 ・超高齢社会を見据えた効率的・効果的なふれあい収集の今後の方向性の検討 ・川崎、多摩生活環境事業所管内の普通ごみ収集運搬の一部民間委託の検討 ・処理センターの整備計画等を踏まえた収集運搬体制の検討 	事業推進	
資源物・ごみ処理事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 分別収集した資源物の中間処理を行い、適正に資源化を行うとともに、焼却ごみについては処理センターにおいて適正かつ安定的に処理を行います。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ・資源物の中間処理・資源化の実施 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理 ・ごみの焼却処理の実施 ●3処理センター体制における円滑な処理体制の運営 ・浮島・堤根・王禅寺体制における円滑な処理体制の運営 ●放射性物質が検出され保管している灰の安全な保管及び処分の実施 ・保管灰の埋立の実施 ●環境負荷の低減に向けた取組の推進 ・環境マネジメントシステムの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・浮島・堤根（橋）・王禅寺体制における円滑な処理体制の運営 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
廃棄物処理施設基幹的整備事業 廃棄物処理施設の安定的な運用のため、廃棄物処理施設等の大規模改修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●浮島処理センター基幹的施設整備事業の推進 ・整備の実施 ●王禅寺処理センター基幹的施設整備事業の推進 ・長寿命化計画の作成等 ●浮島1期廃棄物埋立処分場基幹的施設整備事業の推進 ・整備計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施(R6完了予定) 	事業推進
廃棄物処理施設建設事業 廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設について建替等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●橋処理センター整備事業の推進 ・建設工事の実施 ●堤根処理センター整備事業の推進 ・整備計画の作成 ・環境影響評価手続の実施 ●入江崎クリーンセンター整備事業の推進 ・整備計画の作成 ・敷地基礎調査の実施 ●南部リサイクルセンター整備事業の推進 ・整備手法に係る検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の実施(R5施設稼働予定) ・環境影響評価事後調査の実施 ・整備計画の作成 ・継続実施 	事業推進
廃棄物企画調整事業 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「一般廃棄物処理基本計画」に基づく3R等の取組の推進 ・「一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画」の策定 ●プラスチック資源循環の推進 ・プラスチックごみ一括収集の実証事業の実施 ・市民・事業者との協働による取組の検討・実施 ・マイボトル利用促進に向けた給水スポットの導入実証 ・排出動向等調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画」に基づく取組の推進 ・プラスチックごみ一括収集の実証結果を踏まえた取組の推進 ・市民・事業者との協働による取組の検討・実施 ・マイボトル利用促進に向けた給水スポットの導入実証等 ・排出動向等調査の実施 	事業推進
余熱利用市民施設等運営事業 市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、余熱利用市民施設を管理運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●余熱利用市民施設の管理運営等 R2余熱利用市民施設利用者数(堤根・王禅寺)：222,672人 ●橋リサイクルコミュニティーセンターの管理運営等 R2橋リサイクルコミュニティーセンター利用者数：11,979人 ・橋リサイクルコミュニティーセンターのあり方に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・王禅寺余熱利用市民施設の管理運営 ・堤根処理センター建替えに伴う堤根余熱利用市民施設の休止、整備に向けた検討等 ・橋リサイクルコミュニティーセンターの機能廃止(R4末廃止予定) 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価